

1. 農林水産を取り巻く情勢の変化

○ 生産者の減少・高齢化

直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し高齢化や農地面積の減少も進行。

	基幹的農業従事者数	平均年齢		農地面積
		60代以下		
1995年	256万人	205万人 (80%)	59.6歳	504万ha
2022年	123万人 ※1	53万人 (43%) ※1	67.9歳 ※2	435万ha ※2

※1 2022年2月1日時点 出典：農林水産省「農林業センサス」、「令和3年農業構造動態調査」。

※2 2021年の数値 「令和4年農業構造動態調査(R4.2月1日現在)」「令和3年耕地及び作面積統計」

○ 国内市場の縮小

2015年 2030年

国内食品支出総額 (総世帯・生鮮食品)	100	▲15%	85
飲食料の海外 マーケット規模 (主要国)	100	+53%	153

出典：国内食品支出総額について、2015年は家計調査、全国消費実態調査等により計算した実績値で、2030年は農林水産省による推計、飲食料のマーケット規模は、ATカーニー社の推計を基に農林水産省で作成。いずれも2015年を100とする指標

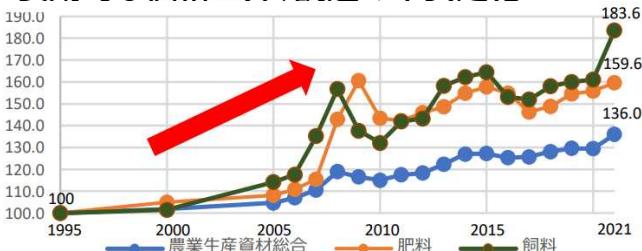
○ 地球環境等への配慮のルール化



「Farm to Fork戦略」(2020.5)※
2030年までに化学農薬の使用
及びリスクを50%減、有機農業を
25%に拡大

※ 欧州の持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示した戦略。

○ 国際的な需要の増加による生産資材等の長期的な価格上昇、調達の不安定化



2. 農林水産政策の展開方法(第1回基盤本部)

食料安全保障の強化

スマート農林水産業等による成長産業化

農林水産物・食品の輸出促進

農林水産業のグリーン化

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の今日的な課題に対応していく必要。

○ 検証・見直しの趣旨

上記の状況等を踏まえ、基本法について、制定後約20年間で初めての法改正を見据え、総合的な検証・見直しを行う。

○ 経緯(令和4年)

- 9月9日 第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部
→ 岸田総理から基本法検証・見直し指示
- これを受け、野村農林水産大臣から基本法の検証・見直しに向けた検討を指示
- 9月29日 食料・農業・農村政策審議会の下に「基本法検証部会」を設置

○ 今後の進め方

- 令和4年10月18日 第1回基本法検証部会開催～以降、月2回程度のペースで開催～
以下のテーマに関し、有識者ヒアリング、施策の検証、意見交換等を実施
 - ・食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)
 - ・農業の持続的な発展
 - ・農村の振興
 - ・多面的機能の発揮
- 令和5年 上記のヒアリングや検証等を踏まえた議論。
6月を目途に食料・農業・農村政策の新たな展開方向を取りまとめ。

3. 食料安全保障強化政策大綱の策定(令和4年12月27日)

- 食料の安定供給の基盤強化に向けて継続的に対策を講ずるため、食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において大綱を策定。
- 食料安全保障の取組を中心に大綱に位置付けつつ、スマート、輸出、グリーン化も対策を取りまとめ。
- 現在進められている基本法の検証・見直しの結果を踏まえ、大綱に基づく施策を見直し。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」①

テーマ：食料の安定供給の確保(食料安全保障、輸出促進を含む)

第1回(R.4 10/18) 食料の輸入リスク

【ポイント】

- 輸入は食料安定供給に重要な手段
- 近年、輸入が不安定化
- 日本の輸入シェア・購買力の低下
- 生産資材の輸入リスクも考える必要

【論点】

左記の輸入リスク直面を踏まえ、施策を考えることが必要か

- ✓ 輸入に依存する食料の国産化、肥料について、国内資源の有効活用を進める。
- ✓ 輸入依存の大きい食料・生産資材について、輸入の安定に関する施策を検討する。

第2回(R.4 11/2) 国内市場の将来展望と輸出の役割

【ポイント】

- 食料安定供給について、国内市場のみを対象とすることは、持続可能な農業の制約要因。
- 持続的な農業の確立のため、成長する海外市場も視野。
- 安定的な食料供給のために、農業・食品産業の事業継続の阻害要因を取り除く必要。

【論点】

左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か。

- ✓ 我が国の農業・食品産業を国内に加え、海外市場も志向する産業に転換する。
- ✓ 輸出促進のため、①輸出産地の育成、②官民での組織づくりを強化。
- ✓ 持続的な農業・食品産業のため、適正な価格形成の在り方について検討する。
- ✓ このような取組を進めるため、フードチェーン全体が参加する業種横断的な仕組みづくりを検討する。
- ✓ 持続的な農業・食品産業のため、円滑な世代交代、事業継承を進める。

第3回(R.4 11/11) 国際的な食料安全保障に関する考え方

【ポイント】

- 國際的には、「國民一人一人が健康な食生活を享受できること」が主流。
- 英国は、平時に定期的に食料安全保障にかかる指標をチェック。
- 日本も、平時の食料安保リスクが顕在化。
 - ① 國際価格の変動等、輸入リスクが増加。
 - ② 不採算地域には、モノが届けられない。
 - ③ 経済的弱者が食生活を維持できない。

【論点】

左記の状況を踏まえ、施策を考えることが必要か。

- ✓ 輸入リスクへの対応や國民一人一人が健康な食生活を享受できることを位置づける必要か。
- ✓ 国民の健康な食生活を確保するため、都市部も含め、以下のような点を考えることが必要か。
 - ① 食品アクセス困難者や経済的弱者への対策の在り方
 - ② 国民の生涯を通じた健全な食生活実践に向けた知識や判断力の習得
 - ③ 国民に食料を届けるため、特に地域の食品製造・流通・小売による供給体制の在り方
- ✓ 平時の食料安全保障に対し、改善をチェックしていく仕組みが必要か。
- ✓ 不測時の食料安全保障の定義の明確化や、不測時の対応について、改めて検討する必要。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」②

テーマ：農業の持続的な発展

第4回(R.4 11/25) 人口減少下における担い手の確保

【ポイント】

- 今後20年で、基幹的農業従事者数は現在の約1/4まで激減。(約120万人→30万人)
- 「効率的かつ安定的な農業経営」を目指す認定農業者等が農地等の農業生産基盤の維持や食料供給に重要な役割。
- 今後、法人経営は、食料生産・供給で重要な役割。一方で、経営基盤は他産業と比べて脆弱。また、雇用労働力の確保が課題。
- 外国人労働者の安定的な確保のためには、環境整備が必要。
- かつての主たる農業者層のような規模で若い就農者を確保することは困難。

【論点】

- 左記の輸入リスク直面を踏まえ、施策を考えることが必要か
- ✓ 離農する経営体の農地の受け皿を確保する必要があることから、
 - ① 引き続き、地域農業に欠かせない個人経営の経営発展を支援する必要がある一方、
 - ② 農業法人について、現行基本法にある「法人化の推進」だけでなく、その果たすべき役割を明確化しつつ、経営発展を支援していくことが必要ではないか。
- ✓ 農業法人が持続的に食料供給の一定割合を担っていくためには、
 - 農業法人の経営基盤の強化の在り方
 - また、雇用労働力の確保の必要性から、労働環境の整備や地域内外での労働力の調整の在り方を検討することが必要ではないか。
- ✓ 個人は、経営継承で持続性の課題を抱え、後継者、新規就農者を確保する必要があることから、
 - 多様な手法で多様な人材の就農を促すことが必要ではないか。
 - 経営を継承する者の確保や円滑な経営継承の方策を検討すべきではないか。

第5回(R.4 12/9) 需要に応じた生産

【ポイント】

- 旧農業基本法では、選択的拡大の考え方のもと、農業生産の調整に取り組んできたが、価格政策が併せて行われた結果、需給のミスマッチを招いた。
- 現行基本法では、価格政策から脱却し、農産物の価格を市場に委ねることによって、需要に応じた農業生産が行われることを期待したが、生産側は需要に合わせるようシフトできず。
- その背景には、稻作経営は他品目に比べ農外収入が大きく、生産構造から転換できおらず稻作が固定化したことが挙げられる。
- 食料安保の観点から農地の有効利用が必要だが、水稻作中心の生産体制が温存の一方、需要ある作物への転換が十分に進まず、現場では農地余り。
- 今後、我が国が急速に変化していく中、水稻作中心の構造を転換し、生産増大を求められている小麦、大豆、飼料等を生産していく必要。

【論点】

- 食料安保の観点から、需要に応じた生産に誘導するため、市場に委ねるだけではなく、ニーズのある作物への転換について、政策として推進する必要。
- 地域計画なども活用し、水田を畑地化し、耕地利用率を高めつつ、食料安保上、増産が求められる小麦、大豆、野菜、飼料等の生産に転換することが重要。
- 各品目については、以下のよう取組も必要ではないか。
 - ✓ 米：畑作物への転換、水田の畑地化等を促す仕組み検討、海外市場の更なる開拓、米粉需要への対応、業務用米の安定供給を推進。それぞれに適した専用品種の作付を推進。
 - ✓ 小麦、大豆：供給量の安定化、需要に応じた品質の確保、生産性の向上の取組。
 - ✓ 野菜：加工用、冷凍野菜の需要増加が見込まれる中、国産で対応するため、加工に適した品種の導入、作付・流通体系の導入、生産性の向上の取組。
 - ✓ 果樹：需要減少を上回るペースで生産が縮小していることを踏まえ、省力化等に対応した樹園地の整備や担い手・労働力の確保等の生産供給体制の強化。茶は、海外需要のある有機栽培茶の生産拡大を図っていくべき。
 - ✓ 飼料：畜産農家による自給飼料増産に様々な課題があることを踏まえ、畜産側と耕種側が意欲的かつ持続的に連携する体制をどのように実現させるかなど、飼料自給率を向上させる更なる施策の検討。

【参考】食料・農業・農村基本法検証部会における各回の「ポイント」と「論点」③

テーマ：農業の持続的な発展

第6回(R.4 12/23) 食料安定供給のための生産性向上・技術開発

【ポイント】

- 諸外国では、農業経営体数や耕地面積が減少する中でも生産性を向上させ、農業生産を増加させてきており、日本においても生産性向上の余地は存在。土地生産性や労働生産性を飛躍的に向上させるためには、技術革新が必要。
- 先端技術を活用したスマート農業の実装に当たっては導入コストの低減が課題。そのため、農業支援サービス事業体へのアウトソーシングが必要。
- 生産性向上には品種開発も重要であり、育種システム・体制の刷新が必要。
- 農業の研究開発競争が加速化する中で、研究投資の充実、我が国で頑張る農業分野でのスタートアップの活性化が重要。

【論点】

- 人口減少により、農業経営体数が減少し、農地の有効利用も課題になる中で、食料の安定供給を実現するためには、特に国産化が求められる品目を中心に生産性の向上を推進していく必要。
- 生産性の向上については、スマート農業の導入が重要になるため、労働生産性の向上に向けた戦略的な技術開発、導入の推進を図る必要。
また、スマート農業の実装にあたって農業者の過剰投資を招かないよう、アウトソーシング先としての、農業支援サービス事業体の育成・普及を図る必要があるのではないか。
- 農業者の支援にかかる事務負担の軽減や、スマート農業に必要なデータを充実する上でも、行政との関わりが深い食料・農業・農村施策の分野においては、国及び自治体のDX化を進めいく必要があるのではないか。
- 新品種の開発が維持されるよう、研究開発の充実、国・自治体・民間会社の連携を進める必要。また、品種開発に当たっては、海外市場も視野に入れた品種の開発を促進する必要。
- 基礎研究がこれまでの画期的な技術・品種開発を下支えしてきた一方、資金や人材、施設の老朽化を始めとした研究環境が諸外国に見劣りする中で、今後は民間投資も含めて資金調達を確保する等、研究基盤を強化する必要。

第7回(R.5 1/13) 持続可能な農業の確立

【ポイント】

- 現行基本法では、農業の外部経済効果を多面的機能として位置づけ。
- 農業の環境負荷などの外部不経済効果が着目される中で、食料供給も生態系のサービスの一つと見直し、トータルの生態系サービスを向上させるという議論が主流。
- 農業における、人権配慮、アニマルウェルフェア等の社会的課題も提起されている。
- 持続可能な農業を主流化にするべく、各国では農業施策を見直し。
- 食品産業も持続的に生産された原料を使用し、食品ロスを削減する等、持続可能な産業に転換する方向。
- 我が国はこれらを踏まえ、みどり戦略に取り組むが、環境や持続可能性に配慮した行動の変化が求められるため、消費者意識の醸成が必要。
- 気候変動等の環境変化が農業に及ぼす栽培適地の変化、大規模な自然災害の増加、家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入・まん延などにも適切に対応する必要。

【論点】

- ✓ 我が国においても、食料供給を生態系サービスの一つと位置づけるという国際的な議論に合わせ、持続可能な農業を主流化する必要があるのではないか。
- ✓ 食品産業や流通・消費も含め、フードチェーン全体で、食品ロス削減や持続可能性に配慮した輸入原材料調達、小売・流通や消費者の行動変容など、持続可能性に向けた取組が必要ではないか。
- ✓ 持続可能な農業を一部の人の取組ではなく普遍的なものとするため、地域全体で取組を進める仕組みや、それを実現するための「政策手法のグリーン化」を推進する必要があるのではないか。
- ✓ 気候変動等による栽培適地の変化、大規模な自然災害の増加、家畜の伝染性疾病や病害虫の侵入・まん延などのリスクが広がる中、品種開発、技術開発や水際対策の強化等に加え、個々の生産者・生産地域においても、リスク管理の意識を更に高め、対応を強化する必要があるのでないか。

テーマ：農村の振興

第8回(R.5.1/27) 農村の振興

【ポイント】

- 農村では人口減少・高齢化のスピードが速く、集落の小規模化や集落活動の停滞の悪化の懸念が高まっている。
- 農村の維持のため、人口減少・高齢化を補う移住・定住、二地域居住、関係人口の増加を図る取組等が進められている。
- 用排水施設などのインフラの維持が重要。
- ダム、頭首工等の基幹施設の維持管理については、主に土地改良区が担っているが、農業者数が減少する中、施設の集約・再編・撤去やICT等の活用による維持管理の効率化が必要。
- また、水路等の末端施設の維持管理については、集落や農業者等による共同活動で担われているが、非農業者の参画を促進する一方で、農業者、非農業者ともに減少をすることを踏まえた対策の検討が必要。
- 鳥獣被害も顕在化しており、鳥獣被害対策も必要。

【論点】

- ✓ 農業生産活動を継続するためには、農村コミュニティの機能を維持することが不可欠であることから、農村部への移住・関係人口の増加、起業による就労機会の増大などに向け、関係省庁や自治体、民間企業と連携して取り組む必要があるのではないか。
- ✓ 一方で、自然減により、農村の共同活動によって担われてきた用排水施設の管理機能が低下することは避けられない問題であることから、人口減少を前提として、管理対象や管理主体を明確にした上で、その管理の継続の在り方を検討すべきではないか。
- ✓ 農業者数の減少を見込んだ上で、農業生産活動の継続のみならず、住民の安全確保にも資するよう、鳥獣被害の防止のための体制整備を行う必要があるのではないか。

来年以降の農林水産政策4本柱の更なる展開

資料1

- 食料の安定供給の基盤強化に向けて継続的に対策を講ずるため、**食料安全保障強化政策大綱**を策定。
- 緊急パッケージを踏まえた食料安全保障の取組を中心に大綱に位置付けつつ、スマート、輸出、グリーン化も対策を取りまとめ。
- 現在進められている**食料・農業・農村基本法の検証・見直し**の結果を踏まえ、大綱に基づく施策の見直しを行う。

農林水産政策4本柱の更なる展開

食料安全保障の強化

● 新たに食料安全保障強化政策大綱を定め、食料安全保障の強化に向けた取組の推進

目標

輸入生産資材・輸入作物への依存度を低くする
産業へ転換し、食料の安定供給体制を確立

- ・ 政策大綱では、令和4年度第2次補正予算で措置された食料安全保障構造転換対策を中心に、**食料安全保障の強化のための重点対策**を位置付け、継続的に実施。
 - > 肥料の国産化・安定供給（2030年まで堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増、肥料の使用量（リバース）に占める国内資源の利用割合を40%へ）
 - > 飼料作物の国産化推進（2030年までに飼料作物の生産面積を32%増）
 - > 水田を畑地化し、小麦・大豆等の本作化の促進（2030年までに生産面積を小麦9%、大豆16%、米粉用米188%増）
 - > 食品ロス削減及びフードバンク支援（2030年度までに、2000年度比、事業系食品ロス半減） 等

スマート農林水産業等による成長産業化

● 新たに策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の下で、スマート農林水産業実装の加速化

目標

スマート技術等の活用による労働力不足の解消や、生産性の向上等を通じ、生産基盤を維持・強化

- ・ スマート農機のシェアリング等を行う農業支援サービスについて、現在、希望する担い手の6割が利用できているところ、**2025年までに8割以上**への提供を目指す。
- ・ スマート技術を積極的に取り入れる産地に対し「スマートサポートチーム」による実地指導を11地区で開始し、今後全国展開を図る。
- ・ 林業・水産業分野においても、来年度から「デジタル戦略拠点」の創出に取り組む。特に水産について、ICTを活用した大規模養殖や給餌効率化など、**水産業のスマート化**を推進し、2025年までにブリ3倍、マダイ4倍の輸出額拡大を目指す。

農林水産物・食品の輸出促進

● 改訂「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の下で、円安を活かした輸出額2兆円目標の前倒し達成に向けた取組の加速化

目標

農林水産・食品産業の1割を海外仕向けに転換し、生産基盤を維持・強化

- ・ 2022年の農林水産物・食品の輸出額は、昨年より1か月早いペースで1兆円を突破。2025年の輸出額2兆円目標の前倒しを目指しつつ、2030年の5兆円目標を達成するため、**輸出拡大実行戦略**を改訂し、取組を加速化する。
- ・ 改正輸出促進法に基づき認定された**農林水産物・食品輸出促進団体**（本年12月までに15品目7団体を認定）を中心として、品目ごとの売り込みを強化する。
- ・ 海外への品種流出の防止を強化するため、海外で育成者権者に代わって品種登録し、ライセンスする**育成者権管理機関**の取組に着手し、早期の法人設立を目指す。

農林水産業のグリーン化

● 新たに策定されたみどりの食料システム法の基本方針の下で、環境負荷低減の取組の推進（みどりの食料システム戦略の実現）

目標

環境負荷の少ない調達、生産・加工・流通、消費の実現による持続可能な食料システムの確立

- ・ 2030年までに堆肥・下水汚泥資源の使用量倍増に向けて、今後**下水汚泥資源等の肥料施設整備**や関係者間の連携、下水汚泥資源を利用した**肥料の新たな規格の創設**、**堆肥の広域流通**等を促進。
- ・ **みどりの食料システム法**に基づき、9月に国の基本方針を策定。これに即し、10月に滋賀県で**全国初の基本計画**を作成。2023年3月までに**全都道府県**で作成し、全国展開を加速化。
- ・ 55の市町村が地域ぐるみで有機農業を行う「オーガニックビレッジ」の取組を開始。2030年までに200市町村を目指す。また、温室効果ガス削減率の等級表示（見える化）を実証し、実装につなげる。
- ・ 住宅用部材の国産への転換や非住宅・中高層建築物等における木材利用等を推進し、2030年までに**国産材の供給量2割増**を目指す。

5得村
年ら政食
度れ策料
中の審・
のよ議農
改う会業
正案・基・
本国農
の各國界
会各部法
提出層会に
も視野に
ら設意。
に見国本
検を民年
証幅的9
・広な月
検くコ食
討伺ン料
をいセ
加ツン・
速ツサ農
化。令が・
和農